



ERM Japan Newsletter

2024年5月24日発行

Sustainability is our business

© Copyright 2024 by the ERM International Group Limited and/or its affiliates ('ERM'). All rights reserved. No part of this work may be reproduced or transmitted in any form or by any means, without prior written permission of ERM.

2030年、2035年に向けた企業の温室効果ガス削減と再生可能エネルギー由来の電力調達

日本では2050年のカーボンニュートラル、その中間目標として2030年には46%削減（2013年度比）という温室効果ガス（GHG）削減目標（NDC: Nationally Determined Contribution、各国が設定する削減目標）が掲げられています。2023年12月にアラブ首長国連邦で開催された気候変動枠組み条約第28回締約国会議（COP28）では、2035年に向けた目標として60%削減（2019年比）が必要であることが合意されました。日本においても、COP28での合意事項を踏まえたGHG削減目標の設定が検討されており、経済産業省では国の中長期的なエネルギー政策の指針となる第7次エネルギー基本計画（3年ごとに更新）の具体的な議論が進められているところです。

こうした状況の中、2030年、2035年に向け、日本のNDCやエネルギー基本計画等を基に、企業としてのGHG削減の対応がさらに求められることが想定されます。一般的に、企業が自社で排出するGHG排出量（スコープ1）、電力等の消費に伴う間接的なGHG排出量（スコープ2）の削減に取り組む場合、以下の特徴が挙げられます。

- スコープ1の削減対策：①設備投資⇒対象会社の設備更新スケジュール等に依存する、②水素等の周辺インフラの整備等⇒外部環境に影響を受ける
- スコープ2の削減対策：①短期的に取り組みやすい、②複数のオプションから選択が可能である、③特に電力使用の多いセクターではGHG削減効果が大きい

2030年、2035年時点での削減対策を検討する際、上記に示す通り、スコープ1の削減対策は制約が多いため、企業としてスコープ2の削減にまず取り組むことが考えられます。スコープ2の電力使用に伴うGHG削減を行う場合、対象拠点（工場や店舗、オフィス等）における再生可能エネルギー由来の電力を調達することになり、その手段として以下のような調達オプションが挙げられます。なお、グローバルに展開されている企業の場合、対象拠点がある国や地域の再生可能エネルギー市場や制度等に依存するため、それぞれの対象拠点ごとに調達オプションを検討することが必要となります。

(1) 自家発電

対象拠点の敷地内に再生可能エネルギーの発電設備（太陽光パネル等）を建設・運転して、発電・消費します。発電設備を設置するための十分な敷地面積や初期導入費用等が必要となります。

(2) 再生可能エネルギー由来の電力メニュー

対象拠点が契約している電力小売事業者がグリーン電力メニューを提供している場合、そのグリーン電力メニューへ既存の電力契約から切り替えることで、電力購入に紐づいた形で再生可能エネルギー



由来の環境価値を受けることができます。年間の最低電力需要量等、制度上の制約がある場合、その要件を満たしているか、確認が必要となります。

(3) バーチャル PPA (Power Purchase Agreement、仮想電力購入契約)

電力契約と切り離して、対象拠点の敷地外で発電された再生可能エネルギーの環境価値のみを証書として調達する手法です。対象拠点の国・地域においてバーチャル PPA の制度が整備されていることが必要です。また、電力使用量が一定規模以上である場合、経済的にメリットが出やすいという特徴があります。契約期間が長期間になる（一般的に 10～20 年程度）点や、発電所が設置されるエリアの電力市場価格と基準価格の差金決済リスクにも留意が必要です。

(4) 再生可能エネルギー証書購入

各国・州にて調達可能な再生可能エネルギー証書を購入することで、再生可能エネルギー由来の環境価値のみを取得する手法です。再生可能エネルギー証書を購入し、償却することで再生可能エネルギーを購入したとみなされ、スコープ 2 の GHG 排出量を相殺することができます。初期導入費用が不要で、調達手続きが他のオプションと比較し容易であることが特徴です。なお、証書の価格は市場の需給バランスにより変動するため、市場動向を確認することが望ましいです。



短期的なスコープ 2 の削減が必要な場合、上記のうち、再生可能エネルギー証書購入や再生可能エネルギー由来の電力メニューへの切替が取り組みやすい調達オプションとして考えられます。加えて、中長期的には、他のオプションも併せて検討することで、経済的にもメリットのある再生可能エネルギー由来の電力調達を行うことが推奨されます。

ERM は上記を踏まえた国内外での再生可能エネルギー調達オプションの検討から実施までアドバイザリーサービスを行っています。ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。

(長田 顕泰)

Newsletter 全般に関するお問合せ: ERM.JapanNewsletter@erm.com

本ニュースレターはイー・アール・エム日本株式会社（以下「当社」とします）が当社事業内容及び活動等を本ニュースレターの読者にご理解いただくための情報提供を目的としたものです。当社は本ニュースレターにおいて提供される各掲載記事内容の正確性に対する保証行為を一切しておりません。また、当社は読者が各記事を利用したこと起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。本ニュースレターを構成する各記事、画像等（これに限らない）の著作権は、当社に帰属するものとします。読者は、当社が特段の事情があると判断した場合を除き、本ニュースレターの各記事、画像等を他のウェブサイト、雑誌、広告等（これに限らない）に転載できないものとします。本ニュースレターからの外部サイトへのリンクについては、当社は一切責任を負わないものとし、また外部サイトへのリンクが起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。なお、弊社からの案内をご希望されない場合は、お手数ではございますが、ERM.JapanNewsletter@erm.com までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。